

議案第 15 号

京丹後市国民健康保険税条例の一部改正について

京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

国民健康保険税の算定方式について、資産割を経過的に緩和しつつ廃止し 3 方式にするため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(京丹後市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 京丹後市国民健康保険税条例（平成16年京丹後市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の6.54」を「100分の6.56」に改める。

第4条中「100分の19.10」を「100分の9.55」に改める。

第5条中「21,200円」を「19,000円」に改める。

第5条の2第1号中「22,400円」を「30,700円」に改め、同条第2号中「11,200円」を「15,350円」に改め、同条第3号中「16,800円」を「23,025円」に改める。

第6条中「100分の2.20」を「100分の2.22」に改める。

第7条中「100分の6.40」を「100分の3.20」に改める。

第7条の2中「7,200円」を「6,200円」に改める。

第7条の3第1号中「7,600円」を「10,700円」に改め、同条第2号中「3,800円」を「5,350円」に改め、同条第3号中「5,700円」を「8,025円」に改める。

第9条中「100分の6.50」を「100分の3.25」に改める。

第9条の2中「9,600円」を「7,900円」に改める。

第9条の3中「6,600円」を「9,300円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「14,840円」を「13,300円」に改め、同号イ（ア）中「15,680円」を「21,490円」に改め、同号イ（イ）中「7,840円」を「10,745円」に改め、同号イ（ウ）中「11,760円」を「16,118円」に改め、同号ウ中「5,040円」を「4,340円」に改め、同号エ（ア）中「5,320円」を「7,49

0円」に改め、同号エ（イ）中「2, 660円」を「3, 745円」に改め、同号エ（ウ）中「3, 990円」を「5, 618円」に改め、同号オ中「6, 720円」を「5, 530円」に改め、同号カ中「4, 620円」を「6, 510円」に改め、同項第2号ア中「10, 600円」を「9, 500円」に改め、同号イ（ア）中「11, 200円」を「15, 350円」に改め、同号イ（イ）中「5, 600円」を「7, 675円」に改め、同号イ（ウ）中「8, 400円」を「11, 513円」に改め、同号ウ中「3, 600円」を「3, 100円」に改め、同号エ（ア）中「3, 800円」を「5, 350円」に改め、同号エ（イ）中「1, 900円」を「2, 675円」に改め、同号エ（ウ）中「2, 850円」を「4, 013円」に改め、同号オ中「4, 800円」を「3, 950円」に改め、同号カ中「3, 300円」を「4, 650円」に改め、同項第3号ア中「4, 240円」を「3, 800円」に改め、同号イ（ア）中「4, 480円」を「6, 140円」に改め、同号イ（イ）中「2, 240円」を「3, 070円」に改め、同号イ（ウ）中「3, 360円」を「4, 605円」に改め、同号ウ中「1, 440円」を「1, 240円」に改め、同号エ（ア）中「1, 520円」を「2, 140円」に改め、同号エ（イ）中「760円」を「1, 070円」に改め、同号エ（ウ）中「1, 140円」を「1, 605円」に改め、同号オ中「1, 920円」を「1, 580円」に改め、同号カ中「1, 320円」を「1, 860円」に改め、同条第2項第1号ア中「3, 180円」を「2, 850円」に改め、同号イ中「5, 300円」を「4, 750円」に改め、同号ウ中「8, 480円」を「7, 600円」に改め、同号エ中「10, 600円」を「9, 500円」に改め、同項第2号ア中「1, 080円」を「930円」に改め、同号イ中「1, 800円」を「1, 550円」に改め、同号ウ中「2, 880円」を「2, 480円」に改め、同号エ中「3, 600円」を「3, 100円」に改める。

附則に次の1項を加える。

（未就学児の被保険者均等割額に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 19 当分の間、第23条第2項の規定の適用については、同条中「6歳」とあるのは「18歳」と、「未就学児」とあるのは「子ども」と読み替えるものとし、令和7年度以降分の国民健康保険税について当該被保険者均等割額から減額する額は、同条第2

項の規定にかかわらず、当該世帯内の子どもにつき算定した被保険者均等割額（同条第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額に限る。）の全額とする。

第２条 京丹後市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第２条第２項から第４項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第３条第１項中「１００分の６．５４」を「１００分の６．８０」に改める。

第４条を削る。

第５条中「１９，０００円」を「１９，５００円」に改め、同条を第４条とする。

第５条の２第１号中「第７条の３」を「第８条」に、「第２３条第１項」を「第２５条第１項」に、「３０，７００円」を「３２，５００円」に改め、同条第２号中「１５，３５０円」を「１６，２５０円」に改め、同条第３号中「２３，０２５円」を「２４，３７５円」に改め、同条を第５条とする。

第６条中「１００分の２．２２」を「１００分の２．３７」に改める。

第７条を削る。

第７条の２中「６，２００円」を「６，８００円」に改め、同条を第７条とする。

第９条を削る。

第８条中「１００分の２．１０」を「１００分の２．１９」に改め、同条を第９条とする。

第７条の３第１号中「１０，７００円」を「１２，０００円」に改め、同条第２号中「５，３５０円」を「６，０００円」に改め、同条第３号中「８，０２５円」を「９，０００円」に改め、同条を第８条とする。

第２７条を第３２条とし、第２５条及び第２６条を５条ずつ繰り下げ、第２４条の３を第２９条とし、第２４条の２を第２８条とし、第２４条を第２７条とする。

第２３条の２中「第２４条の２第１項」を「第２８条第１項」に改め、同条を第２６条とする。

第23条第1項第1号ア中「13, 300円」を「13, 650円」に改め、同号イ（ア）中「21, 490円」を「22, 750円」に改め、同号イ（イ）中「10, 745円」を「11, 375円」に改め、同号イ（ウ）中「16, 118円」を「17, 063円」に改め、同号ウ中「4, 340円」を「4, 760円」に改め、同号エ（ア）中「7, 490円」を「8, 400円」に改め、同号エ（イ）中「3, 745円」を「4, 200円」に改め、同号エ（ウ）中「5, 618円」を「6, 300円」に改め、同号オ中「5, 530円」を「5, 600円」に改め、同号カ中「6, 510円」を「6, 650円」に改め、同項第2号ア中「9, 500円」を「9, 750円」に改め、同号イ（ア）中「15, 350円」を「16, 250円」に改め、同号イ（イ）中「7, 675円」を「8, 125円」に改め、同号イ（ウ）中「11, 513円」を「12, 188円」に改め、同号ウ中「3, 100円」を「3, 400円」に改め、同号エ（ア）中「5, 350円」を「6, 000円」に改め、同号エ（イ）中「2, 675円」を「3, 000円」に改め、同号エ（ウ）中「4, 013円」を「4, 500円」に改め、同号オ中「3, 950円」を「4, 000円」に改め、同号カ中「4, 650円」を「4, 750円」に改め、同項第3号ア中「3, 800円」を「3, 900円」に改め、同号イ（ア）中「6, 140円」を「6, 500円」に改め、同号イ（イ）中「3, 070円」を「3, 250円」に改め、同号イ（ウ）中「4, 605円」を「4, 875円」に改め、同号ウ中「1, 240円」を「1, 360円」に改め、同号エ（ア）中「2, 140円」を「2, 400円」に改め、同号エ（イ）中「1, 070円」を「1, 200円」に改め、同号エ（ウ）中「1, 605円」を「1, 800円」に改め、同号オ中「1, 580円」を「1, 600円」に改め、同号カ中「1, 860円」を「1, 900円」に改め、同条第2項第1号ア中「2, 850円」を「2, 925円」に改め、同号イ中「4, 750円」を「4, 875円」に改め、同号ウ中「7, 600円」を「7, 800円」に改め、同号エ中「9, 500円」を「9, 750円」に改め、同項第2号ア中「930円」を「1, 020円」に改め、同号イ中「1, 550円」を「1, 700円」に改め、同号ウ中「2, 480円」を「2, 720円」に改め、同号エ中「3, 100円」を「3, 400円」に改め、同条第3項第2号中「第5条」を「第4条」に改め、同項第4号中「第7条の2」を「第7条」に改め、同項第5号中「第8条」を「第9条」に改め、同項第6号中「第9条の2」を「第10条」に改め、同条を第25条とする。

第２２条中「第２６条」を「第３１条」に改め、同条を第２４条とする。

第２１条を第２３条とする。

第２０条第１項第１号中「第１２条第１項」を「第１４条第１項」に改め、同条を第２２条とする。

第１９条第１号中「第１４条第２項」を「第１６条第２項」に改め、同条を第２１条とする。

第１４条から第１８条までを２条ずつ繰り下げる。

第１３条中「第２３条」を「第２５条」に改め、同条を第１５条とする。

第１２条を第１４条とする。

第１１条中「第１４条」を「第１６条」に、「第１８条」を「第２０条」に、「第１９条」を「第２１条」に改め、同条を第１３条とする。

第１０条を第１２条とする。

第９条の３中「９，３００円」を「９，５００円」に改め、同条を第１１条とする。

第９条の２中「７，９００円」を「８，０００円」に改め、同条を第１０条とする。

附則第７項中「第２３条」を「第２５条」に改め、附則第８項、附則第９項及び附則第１１項から附則第１４項までの規定中「第８条及び第２３条」を「第９条及び第２５条」に、「第２３条第１項」を「第２５条第１項」に改め、附則第１５項及び附則第１６項中「第８条及び第２３条第１項」を「第９条及び第２５条第１項」に、「第２３条第１項」を「第２５条第１項」に、「この条」を「この項」に改め、附則第１７項及び附則第１８項中「第８条及び第２３条」を「第９条及び第２５条」に、「第２３条第１項」を「第２５条第１項」に改め、附則第１９項中「第２３条第２項」を「第２５条第２項」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は令和８年４月１日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の京丹後市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の京丹後市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

京丹後市国民健康保険税条例(平成 16 年京丹後市条例第 86 号)新旧対照表【第 1 条関係】

現行	改正案
京丹後市国民健康保険税条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 86 号 第 1 条～第 2 条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定 による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控 除後の総所得金額等」という。)に <u>100 分の 6.54</u> を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額) 第 4 条 第 2 条第 2 項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土 地及び家屋に係る部分の額に <u>100 分の 19.10</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>21,200 円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第 5 条の 2 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区 分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定 により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の 前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の 世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この 号において「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるも の(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第 7 条の 3 及び第 23 条第 1 項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一 世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月 以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間 にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第	京丹後市国民健康保険税条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 86 号 第 1 条～第 2 条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定 による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控 除後の総所得金額等」という。)に <u>100 分の 6.56</u> を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額) 第 4 条 第 2 条第 2 項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土 地及び家屋に係る部分の額に <u>100 分の 9.55</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>19,000 円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第 5 条の 2 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区 分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定 により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の 前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の 世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この 号において「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるも の(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第 7 条の 3 及び第 23 条第 1 項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一 世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月 以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間 にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第

現行	改正案
3号、第7条の3及び同項において同じ。)以外の世帯 <u>22,400 円</u> (2) 特定世帯 <u>11,200 円</u> (3) 特定継続世帯 <u>16,800 円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100 分の 2.20</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額) 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に <u>100 分の 6.40</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>7,200 円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,600 円</u> (2) 特定世帯 <u>3,800 円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,700 円</u> 第8条 (略) (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に <u>100 分の 6.50</u> を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>9,600 円</u> とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>6,600 円</u> とする。	3号、第7条の3及び同項において同じ。)以外の世帯 <u>30,700 円</u> (2) 特定世帯 <u>15,350 円</u> (3) 特定継続世帯 <u>23,025 円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100 分の 2.22</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額) 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に <u>100 分の 3.20</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>6,200 円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,700 円</u> (2) 特定世帯 <u>5,350 円</u> (3) 特定継続世帯 <u>8,025 円</u> 第8条 (略) (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に <u>100 分の 3.25</u> を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>7,900 円</u> とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>9,300 円</u> とする。

現行	改正案
第 10 条～第 22 条 （略） （国民健康保険税の減額） 第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 24 万円を超える場合には、24 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。 (1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>14,840 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に	第 10 条～第 22 条 （略） （国民健康保険税の減額） 第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 24 万円を超える場合には、24 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。 (1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>13,300 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に

現行	改正案
掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,680 円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,840 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>11,760 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>5,040 円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,320 円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,660 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,990 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>6,720 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>4,620 円</u> (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 29 万 5 千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>10,600 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,200 円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,600 円</u>	掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>21,490 円</u> (イ) 特定世帯 <u>10,745 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>16,118 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>4,340 円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,490 円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,745 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>5,618 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>5,530 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>6,510 円</u> (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 29 万 5 千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>9,500 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,350 円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,675 円</u>

現行	改正案
(ウ) 特定継続世帯 <u>8,400 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>3,600 円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,800 円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,900 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,850 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>4,800 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>3,300 円</u> (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 54 万 5 千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>4,240 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,480 円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,240 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,360 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1	(ウ) 特定継続世帯 <u>11,513 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>3,100 円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,350 円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,675 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,013 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>3,950 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>4,650 円</u> (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 54 万 5 千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>3,800 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,140 円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,070 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,605 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1

現行	改正案
人について <u>1,440 円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,520 円</u> (イ) 特定世帯 <u>760 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,140 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>1,920 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>1,320 円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,180 円</u> イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,300 円</u> ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,480 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>10,600 円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,080 円</u> イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,800 円</u> ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,880 円</u>	人について <u>1,240 円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,140 円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,070 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,605 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>1,580 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>1,860 円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>2,850 円</u> イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,750 円</u> ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,600 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>9,500 円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>930 円</u> イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,550 円</u> ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,480 円</u>

現行	改正案
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,600 円</u> 3 (略) 第 23 条の 2～第 27 条 (略) 附 則 1～18 (略)	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,100 円</u> 3 (略) 第 23 条の 2～第 27 条 (略) 附 則 1～18 (略) <u>(未就学児の被保険者均等割額に係る国民健康保険税の課税の特例)</u> <u>19 当分の間、第 23 条第 2 項の規定の適用については、同条中「6 歳」とあるのは「18 歳」と、「未就学児」とあるのは「子ども」と読み替えるものとし、令和 7 年度以降分の国民健康保険税について当該被保険者均等割額から減額する額は、同条第 2 項の規定にかかわらず、当該世帯内の子どもにつき算定した被保険者均等割額(同条第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。)の全額とする。</u> <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(適用区分)</u> <u>2 この条例による改正後の京丹後市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u>

京丹後市国民健康保険税条例(平成 16 年京丹後市条例第 86 号)新旧対照表【第 2 条関係】

現行	改正案
京丹後市国民健康保険税条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 86 号 第 1 条 (略) (課税額) 第 2 条 (略) 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 65 万円を超える場合においては、基礎課税額は、65 万円とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 24 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24 万円とする。 4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 17 万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17 万円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に <u>100 分の 6.54</u> を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額) 第 4 条 第 2 条第 2 項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土	京丹後市国民健康保険税条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 86 号 第 1 条 (略) (課税額) 第 2 条 (略) 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額 _____ 並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 65 万円を超える場合においては、基礎課税額は、65 万円とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額 _____ 並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 24 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24 万円とする。 4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額 _____ 並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 17 万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17 万円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に <u>100 分の 6.80</u> を乗じて算定する。 2 (略)

現行	改正案
<u>地及び家屋に係る部分の額に 100 分の 9.55 を乗じて算定する。</u> (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>19,000 円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第 5 条の 2 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、<u>第 7 条の 3</u> 及び<u>第 23 条第 1 項</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第 3 号、<u>第 7 条の 3</u> 及び同項において同じ。)以外の世帯 <u>30,700 円</u> (2) 特定世帯 <u>15,350 円</u> (3) 特定継続世帯 <u>23,025 円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100 分の 2.22</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額) 第 7 条 第 2 条第 3 項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に 100 分の 3.20 を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第 7 条の 2 第 2 条第 3 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>6,200 円</u> とする。	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第 4 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>19,500 円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第 5 条 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、<u>第 8 条</u> 及び<u>第 25 条第 1 項</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第 3 号、<u>第 8 条</u> 及び同項において同じ。)以外の世帯 <u>32,500 円</u> (2) 特定世帯 <u>16,250 円</u> (3) 特定継続世帯 <u>24,375 円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100 分の 2.37</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第 7 条 第 2 条第 3 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>6,800 円</u> とする。

現行	改正案
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) <u>第7条の3</u> 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,700 円</u> (2) 特定世帯 <u>5,350 円</u> (3) 特定継続世帯 <u>8,025 円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) <u>第8条</u> 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100 分の 2.10</u> を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) <u>第9条</u> 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に <u>100 分の 3.25</u> を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) <u>第9条の2</u> 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>7,900 円</u> とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) <u>第9条の3</u> 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>9,300 円</u> とする。 (賦課期日) <u>第10条</u> (略) (徴収の方法) <u>第11条</u> 国民健康保険税は、<u>第14条</u>、<u>第18条</u>及び<u>第19条</u>の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。 (納期) <u>第12条</u> (略) (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) <u>第13条</u> 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額(<u>第23条</u>の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) <u>第8条</u> 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,000 円</u> (2) 特定世帯 <u>6,000 円</u> (3) 特定継続世帯 <u>9,000 円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) <u>第9条</u> 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100 分の 2.19</u> を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) <u>第10条</u> 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>8,000 円</u> とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) <u>第11条</u> 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>9,500 円</u> とする。 (賦課期日) <u>第12条</u> (略) (徴収の方法) <u>第13条</u> 国民健康保険税は、<u>第16条</u>、<u>第20条</u>及び<u>第21条</u>の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。 (納期) <u>第14条</u> (略) (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) <u>第15条</u> 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額(<u>第25条</u>の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の

現行	改正案
額とする。以下この条において同じ。)を課する。 2～8 (略) (特別徴収) <u>第 14 条</u> (略) (特別徴収義務者の指定等) <u>第 15 条</u> (略) (特別徴収税額の納入の義務等) <u>第 16 条</u> (略) (被保険者資格喪失等の場合の通知等) <u>第 17 条</u> (略) (既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収) <u>第 18 条</u> (略) (新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収) <u>第 19 条</u> 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第 718 条の 8 第 2 項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。 (1) <u>第 14 条第 2 項</u>に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の 8 月 2 日から 10 月 1 日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から 9 月 30 日までの間 (2)・(3) (略) (普通徴収税額への繰入) <u>第 20 条</u> 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する<u>第 12 条第 1 項</u>の納	額とする。以下この条において同じ。)を課する。 2～8 (略) (特別徴収) <u>第 16 条</u> (略) (特別徴収義務者の指定等) <u>第 17 条</u> (略) (特別徴収税額の納入の義務等) <u>第 18 条</u> (略) (被保険者資格喪失等の場合の通知等) <u>第 19 条</u> (略) (既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収) <u>第 20 条</u> (略) (新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収) <u>第 21 条</u> 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第 718 条の 8 第 2 項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。 (1) <u>第 16 条第 2 項</u>に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の 8 月 2 日から 10 月 1 日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から 9 月 30 日までの間 (2)・(3) (略) (普通徴収税額への繰入) <u>第 22 条</u> 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する<u>第 14 条第 1 項</u>の納

現行	改正案
期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。	期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。
2 (略) (徴収の特例)	2 (略) (徴収の特例)
<u>第 21 条</u> (略) (徴収の特例に係る税額の修正の申出等)	<u>第 23 条</u> (略) (徴収の特例に係る税額の修正の申出等)
<u>第 22 条</u> 前条第 1 項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の 2 分の 1 に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、<u>第 26 条</u>の納税通知書の交付を受けた日から 30 日以内に市長に前条第 1 項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。	<u>第 24 条</u> 前条第 1 項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の 2 分の 1 に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、<u>第 31 条</u>の納税通知書の交付を受けた日から 30 日以内に市長に前条第 1 項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。
2 (略) (国民健康保険税の減額)	2 (略) (国民健康保険税の減額)
<u>第 23 条</u> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 24 万円を超える場合には、24 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。	<u>第 25 条</u> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 24 万円を超える場合には、24 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。
(1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条	(1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に

現行	改正案
の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>13,300 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>21,490 円</u> (イ) 特定世帯 <u>10,745 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>16,118 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>4,340 円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,490 円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,745 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>5,618 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>5,530 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>6,510 円</u> (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合	規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>13,650 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>22,750 円</u> (イ) 特定世帯 <u>11,375 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>17,063 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>4,760 円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,400 円</u> (イ) 特定世帯 <u>4,200 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>6,300 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>5,600 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>6,650 円</u> (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合

現行	改正案
算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 29 万 5 千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>9,500 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,350 円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,675 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>11,513 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>3,100 円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,350 円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,675 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,013 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>3,950 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>4,650 円</u> (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万	算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 29 万 5 千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>9,750 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16,250 円</u> (イ) 特定世帯 <u>8,125 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>12,188 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>3,400 円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,000 円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,000 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,500 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>4,000 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>4,750 円</u> (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万

現行	改正案
円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,800 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,140 円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,070 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,605 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,240 円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,140 円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,070 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,605 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,580 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,860 円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,900 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,500 円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,250 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,875 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,360 円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,400 円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,200 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,800 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,600 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,900 円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

現行	改正案
(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>2,850 円</u> イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,750 円</u> ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,600 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>9,500 円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>930 円</u> イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,550 円</u> ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,480 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,100 円</u> 3 (略) (1) (略) (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (3) (略) (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 7 条の 2 の規定により算定した被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 8 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する	(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>2,925 円</u> イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,875 円</u> ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,800 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>9,750 円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,020 円</u> イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,700 円</u> ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,720 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,400 円</u> 3 (略) (1) (略) (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 4 条の規定により算定した被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (3) (略) (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 7 条の規定により算定した被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 9 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する

現行	改正案
月数を乗じて得た額 (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 2 の規定により算定した被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第 23 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 24 条の 2 第 1 項において同じ。)である場合における第 3 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 23 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 項第 1 号中「総務所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。)及び」とする。 (国民健康保険税に関する申告) 第 24 条 (略) (特例対象被保険者等に係る申告) 第 24 条の 2 (略) (出産被保険者に係る届出) 第 24 条の 3 (略) (国民健康保険税の減免) 第 25 条 (略) (国民健康保険税の納税通知書)	る月数を乗じて得た額 (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 10 条 の規定により算定した被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第 26 条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 28 条第 1 項において同じ。)である場合における第 3 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 23 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 項第 1 号中「総務所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。)及び」とする。 (国民健康保険税に関する申告) 第 27 条 (略) (特例対象被保険者等に係る申告) 第 28 条 (略) (出産被保険者に係る届出) 第 29 条 (略) (国民健康保険税の減免) 第 30 条 (略) (国民健康保険税の納税通知書)

現行	改正案
<u>第26条</u> (略) (その他) <u>第27条</u> (略) 附 則 1～6 (略) (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における<u>第23条</u>の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条及び第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条及び第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中	<u>第31条</u> (略) (その他) <u>第32条</u> (略) 附 則 1～6 (略) (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における<u>第25条</u>の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条及び第25条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第25条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条及び第25条</u>の規定の適用については、第3条第1項中

現行	改正案
「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第 23 条第 1 項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第 25 条第 1 項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
10 (略)	10 (略)
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、<u>第 8 条及び第 23 条</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第 23 条第 1 項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、<u>第 9 条及び第 25 条</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第 25 条第 1 項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、<u>第 8 条及び第 23 条</u>の規定の適	12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、<u>第 9 条及び第 25 条</u>の規定の適

現行	改正案
用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条及び第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条及び第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第25条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条及び第25条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第25条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条及び第25条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第25条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

現行	改正案
(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、<u>第 8 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)</u>に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第 23 条第 1 項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第 23 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</u> (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、<u>第 8 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。)</u>に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第 23 条第 1 項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林	(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、<u>第 9 条及び第 25 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)</u>に規定する特例適用利子等の額(以下この項及び第 25 条第 1 項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第 25 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</u> (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、<u>第 9 条及び第 25 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。)</u>に規定する特例適用配当等の額(以下この項及び第 25 条第 1 項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林

現行	改正案
所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条及び第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条及び第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例	所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第25条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条及び第25条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第25条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第9条及び第25条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例

現行	改正案
法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 (未就学児の被保険者均等割額に係る国民健康保険税の課税の特例) 19 当分の間、<u>第23条第2項</u>の規定の適用については、同条中「6歳」とあるのは「18歳」とし、「未就学児」とあるのは「子ども」と読み替えるものとし、令和7年度以降分の国民健康保険税について当該被保険者均等割額から減額する額は、同条第2項の規定にかかわらず、当該世帯内の子どもにつき算定した被保険者均等割額(同条第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。)の全額とする。	法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第25条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 (未就学児の被保険者均等割額に係る国民健康保険税の課税の特例) 19 当分の間、<u>第25条第2項</u>の規定の適用については、同条中「6歳」とあるのは「18歳」とし、「未就学児」とあるのは「子ども」と読み替えるものとし、令和7年度以降分の国民健康保険税について当該被保険者均等割額から減額する額は、同条第2項の規定にかかわらず、当該世帯内の子どもにつき算定した被保険者均等割額(同条第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。)の全額とする。 <u>附 則</u> (施行期日) <u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> (適用区分) <u>2 この条例による改正後の京丹後市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u>

改正の概要

国民健康保険税の算定方法について、現在、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式で賦課しているものを、資産割を経過的に緩和しつつ廃止し、3方式とするもの。

なお、子育て世帯の増額への負担軽減を図るため、18歳以下の均等割を0円とするもの。

①算定方法

資産割分の減額を所得割・均等割・平等割で補う

4方式（現行）	
所得割	応能割
資産割	
均等割	応益割
平等割	



4方式（資産割半減）	
所得割	応能割
資産割 1/2	
均等割	応益割
平等割	



3方式（資産割廃止）	
所得割	応能割
均等割	応益割
平等割	

②子育て世帯への対策

今回の改正に伴う子育て世帯の負担軽減

現行0歳～6歳の均等割1/2 → 0歳～18歳の均等割**0円**
※全国的には20以上の自治体を実施（1/2軽減を含む）

子育て世帯を幅広い
年齢層で負担

応益割の賦課割合

均等割 25/100 : 平等割 25/100
現行 (28/100) (18/100)

【参考】

令和6年度（4方式）

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	6.54%	19.10%	21,200円	22,400円
支援金分	2.20%	6.40%	7,200円	7,600円
介護分	2.10%	6.50%	9,600円	6,600円
合 計	10.84%	32.00%	38,000円	36,600円



令和7年度（4方式：資産割半減）

所得割	資産割	均等割	平等割
6.56%	9.55%	19,000円	30,700円
2.22%	3.20%	6,200円	10,700円
2.10%	3.25%	7,900円	9,300円
10.88%	16.00%	33,100円	50,700円



令和8年度以降（3方式）

資産割廃止

<資産割を廃止する主な理由>

- ・京丹後市外に所有する固定資産には課税されないこと
- ・固定資産税と二重課税に受け取られること
- ・収益性のない居住用資産にも課税されていること
- ・国保以外の被用者保険には資産割はないこと

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 7 年 3 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第15号
京丹後市国民健康保険税条例の一部改正について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他（ ）

《政策等の概要》	《市民参加の状況》					
国民健康保険税の算定方法について、現行の所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、資産割を経過的に緩和しつつ廃止し、3方式とするものである。 また、今回の改正に伴う子育て世帯の負担軽減を図るため、現在法定で未修学児が均等割5割軽減となっているものを、市制度で18歳まで拡大、全額を減額するものである。	有・無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。） 国民健康保険税の賦課方式について国民健康保険運営協議会に諮問。					
	《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
《政策等の必要性》	《将来にわたる効果及び経費の状況》					
国民健康保険税の資産割については従来から、京丹後市外に所有する固定資産には課税されないことや固定資産税と二重課税に受け取られること、国保以外の被用者保険には資産割はなく、不均衡があるなど課題があった。 また、全国的にも資産割を廃止し、3方式とする市町村が増加しており、京都府においても保険料率の統一化を図る場合は、3方式とすることとしていることから、見直しを行うものである。	資産割をなくすことにより、資産の多寡により保険税が賦課されることがなくなり、わかりやすい課税方式となる。					
《提案に至るまでの経緯》	《総合計画等の整合》					
R6. 8. 9 国民健康保険税の賦課方式について（諮問） R6. 9.20 国民健康保険税の賦課方式について R6.10.18 国民健康保険税の賦課方式について R6.11. 8 国民健康保険税の賦課方式の答申案について R7.1.28 国民健康保険税の賦課方式について（答申） R7. 2. 5 例規審査委員会で改正条例案について審査	まちづくり 27の施策	5	持続可能な地域医療体制の充実			
《政策等の実施時期》	○その他の計画(該当する場合のみ)					
	策定年度					
	計画期間					
令和7年度課税分：令和7年4月1日 令和8年度課税分：令和8年4月1日	担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）	
	市民環境部		税務課		有・無 京丹後市国民健康保険税条例の一部改正について（参考資料）	